

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年10月31日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分																																							
1	コンベンション施設整備事業等募集要項	5	第1	3		本書の位置付け	・乙川河川緑地業務要求水準書	・乙川河川緑地業務水準書	修正																																							
2	コンベンション施設整備事業等募集要項	5	第1	3		本書の位置付け		・基本協定書(案)(令和元年11月1日公表予定) ・事業契約書(案)(令和元年11月1日公表予定) ・定期借地権設定契約書(案)(令和元年11月上旬公表予定) ・乙川河川緑地指定管理基本協定(案)(令和元年11月上旬公表予定)	追記																																							
3	コンベンション施設整備事業等募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要	事業用地①の内、黄色部分については、乙川噴水設備室移設用地として、接道要件を満たした上で100㎡(10m×10m)の用地を確保すること。	事業用地①の内、黄色部分については、乙川噴水設備室移設用地として、コンベンション施設用地の西側道路に対して接道要件を満たした上で100㎡(短辺8m以上)の用地を確保すること。	修正																																							
4	コンベンション施設整備事業等募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要		※埋蔵文化財包蔵地となった場合、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出の提出(工事着工の60日前まで)が必要となる。試掘調査は、事業契約予定の令和2年6月末までには完了する予定。工事内容が埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合は、事前に記録保存を目的とした発掘調査が必要となる場合があり、調査費用の負担は、コンベンション施設については市、ホテル等民間収益施設については民間事業者の負担とする。	追記																																							
5	コンベンション施設整備事業等募集要項	9	第1	7		関連事業		※事業契約締結後、事業者が関連事業を受けることができないという合理的な理由を示せば、市は、事業者以外に別途工事発注することも検討する。	追記																																							
6	コンベンション施設整備事業等募集要項	28	第5	3	(4)	イ 提出書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式番号</th> <th>部数</th> <th>提出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加表明書兼グループ構成表及び役割分担表</td> <td>1</td> <td rowspan="2">正2部 副2部</td> <td rowspan="6">A4版 ファイル 綴じ</td> </tr> <tr> <td>参加資格審査申請書兼誓約書</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>参加要件確認書</td> <td>4-1~4-4</td> </tr> <tr> <td>各企業から本プロジェクト代表企業への委任状</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>本プロジェクト代表企業から代理人への委任状</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	様式番号	部数	提出方法	参加表明書兼グループ構成表及び役割分担表	1	正2部 副2部	A4版 ファイル 綴じ	参加資格審査申請書兼誓約書	2	添付書類	3	参加要件確認書	4-1~4-4	各企業から本プロジェクト代表企業への委任状	5	本プロジェクト代表企業から代理人への委任状	6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>様式番号</th> <th>部数</th> <th>提出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加表明書兼グループ構成表及び役割分担表</td> <td>1</td> <td rowspan="2">正1部 副3部</td> <td rowspan="6">A4版 ファイル 綴じ</td> </tr> <tr> <td>参加資格審査申請書兼誓約書</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>参加要件確認書</td> <td>4-1~4-4</td> </tr> <tr> <td>各企業から本プロジェクト代表企業への委任状</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>本プロジェクト代表企業から代理人への委任状</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>応募辞退届</td> <td>7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	書類名	様式番号	部数	提出方法	参加表明書兼グループ構成表及び役割分担表	1	正1部 副3部	A4版 ファイル 綴じ	参加資格審査申請書兼誓約書	2	添付書類	3	参加要件確認書	4-1~4-4	各企業から本プロジェクト代表企業への委任状	5	本プロジェクト代表企業から代理人への委任状	6	応募辞退届	7		修正
書類名	様式番号	部数	提出方法																																													
参加表明書兼グループ構成表及び役割分担表	1	正2部 副2部	A4版 ファイル 綴じ																																													
参加資格審査申請書兼誓約書	2																																															
添付書類	3																																															
参加要件確認書	4-1~4-4																																															
各企業から本プロジェクト代表企業への委任状	5																																															
本プロジェクト代表企業から代理人への委任状	6																																															
書類名	様式番号	部数	提出方法																																													
参加表明書兼グループ構成表及び役割分担表	1	正1部 副3部	A4版 ファイル 綴じ																																													
参加資格審査申請書兼誓約書	2																																															
添付書類	3																																															
参加要件確認書	4-1~4-4																																															
各企業から本プロジェクト代表企業への委任状	5																																															
本プロジェクト代表企業から代理人への委任状	6																																															
応募辞退届	7																																															
7	コンベンション施設整備事業等募集要項	29	第5	3	(8)	応募の辞退	応募辞退届(参加資格審査様式6)	応募辞退届(参加資格審査様式7)	修正																																							
8	コンベンション施設整備事業等募集要項	30	第5	3	(9)	イ 提出書類	2-1 コンベンション事業における提案価格書 2-2 乙川河川緑地事業提案指定管理提案価格書	2-1 提案価格書(コンベンション施設整備事業等) 2-2 提案価格書(乙川河川緑地事業)	修正																																							

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年10月31日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
9	コンベンション施設整備事業等募集要項	34	第5	4	(3)	ケ 運営企業の要件		なお、共同企業体として実施している場合、最大出資比率の案件については運営実績として認めるものとする。	追記
10	コンベンション施設整備事業等募集要項	39	第6	4	(1)	提案価格の算定方法		※金利確定日の基準金利がマイナスになった場合は、基準金利は0%とする。	追記
11	コンベンション施設整備事業等募集要項	51				リスク分担表 No.25 【注釈を修正】	※2 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合は、一定調整する。具体的な調整方法については、支払方法説明書(案)において示す。	※2 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合は、一定調整する。具体的な調整方法については、支払方法説明書において示す。	修正
12	コンベンション施設整備事業等募集要項	51				リスク分担表 No.33 【注釈を追記】		※3 事業者の事由には、市以外の関係機関協議の結果、遅延した場合を含む。なお、市以外の関係機関との協議状況を市に報告し、市が了承している範囲内において遅延により市に発生する増加費用の負担は市が負担し、事業者に発生する増加費用は事業者が負担する。	追記
13	コンベンション施設整備事業等募集要項	52				リスク分担表 No.61	利用者等第三者による施設の損傷(要求水準に示す範囲、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲)	利用者等第三者による施設の損傷(1件あたり100万円以下(消費税及び地方消費税を含む。))の補修・修繕)	修正
14	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	19	第3	1		本プロジェクトの事業用地	事業用地①の内、黄色部分については、乙川噴水設備室移設用地として、接道要件を満たした上で100㎡(10m×10m)の用地を確保すること。	事業用地①の内、黄色部分については、乙川噴水設備室移設用地として、コンベンション施設用地の西側道路に対して接道要件を満たした上で100㎡(短辺8m以上)の用地を確保すること。	修正
15	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	19	第3	1		本プロジェクトの事業用地		※埋蔵文化財包蔵地となった場合、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出の提出(工事着工の60日前まで)が必要となる。試掘調査は、事業契約予定の令和2年6月末までには完了する予定。工事内容が埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合は、事前に記録保存を目的とした発掘調査が必要となる場合があり、調査費用の負担は、コンベンション施設については市、ホテル等民間収益施設については民間事業者の負担とする。	追記
16	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	20	第3	2	図表3-2			「別添資料9 旧岡崎市教育文化会館アスベスト分析調査業務結果報告書」、「別添資料10 岡崎市内の各公共施設(ホール)の休館日、稼働率等について」	追記

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年10月31日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
17	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	55	第6			関連事業に関する事項		※事業契約締結後、事業者が関連事業を受けることができないという合理的な理由を示せば、市は、事業者以外に別途工事発注することも検討する。	追記
18	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	59	第8	4		実施体制	ウ PFI事業者は、維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者及び業務毎に把握し調整を行う業務責任者を定め、業務の開始前に本市に届け出ること。総括責任者及び業務責任者を変更した場合も同様とする。	ウ PFI事業者は、維持管理業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者及び業務毎に把握し調整を行う維持管理業務責任者を定め、業務の開始前に本市に届け出ること。総括責任者及び維持管理業務責任者を変更した場合も同様とする。	修正
19	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	74	第9	2	2-3	施設利用料金	イ 本市は、現時点で利用時間枠、利用料金の上限額として、別添資料8「利用料金に対する考え方」を想定しているが、周辺の施設の利用料金や収益性を考慮し、PFI事業者の提案とする。	イ 本市は、現時点で利用時間枠、利用料金の上限額として、別添資料8「利用料金に対する考え方」を想定しているが、周辺の施設の利用料金や収益性を考慮し、PFI事業者の提案をふまえ市が決定する。	修正
20	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	74	第9	2	2-3	施設利用料金	エ 別途本市が定める条例の改正により、利用料金の上限額を変更された場合には、改正された条例に従うこと。	エ 別途本市が定める条例の改正により、利用料金の上限額を変更する場合は、事業者と協議の上、市が変更額を決定し、事業者は、改正された条例に従うこと。	修正
21	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	78	第9	5	5-1-4	利用決定の流れ【表中】	使用料	利用料金	修正
22	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書【別添資料8】				表1	会議室	1時間あたり160,000円を上限とし、選定事業者の提案とする。	1時間あたり60,000円を上限とし、選定事業者の提案とする。	修正
23	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書【別添資料9】					旧岡崎市教育文化会館アスベスト分析調査業務結果報告書			資料の追加
24	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書【別添資料10】					岡崎市内の各公共施設(ホール)の休館日、稼働率等について			資料の追加
25	コンベンション施設整備事業等支払方法説明書	4	第2	1	1-1-1	サービス購入料 A-1	コンベンション施設の設計・建設業務に要する費用の75%(消費税及び地方消費税含む)	コンベンション施設の設計・建設業務に要する費用の75% A-1及びA-2にかかる消費税	修正

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年10月31日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
26	コンベンション施設整備事業等支払方法説明書	4	第2	1	1-1-1	サービス購入料A-2	コンベンション施設の設計・建設業務に要する費用からサービス購入料A-1を差し引いた費用を割賦元金とし、これに割賦金利を加えた額(消費税及び地方消費税含む)	コンベンション施設の設計・建設業務に要する費用からサービス購入料A-1を差し引いた費用(消費税及び地方消費税除く)を割賦元金とし、これに割賦金利を加えた額	修正
27	コンベンション施設整備事業等支払方法説明書	4	第2	3	3-1-2	イ サービス購入料A-2	上記3-1-1に示す業務において引渡しまでに完了する業務に要する費用のうち、A-1を差し引いた金額を割賦元金とし、	上記3-1-1に示す業務において引渡しまでに完了する業務に要する費用のうち、A-1を差し引いた金額(消費税及び地方消費税を除く。)を割賦元金とし、これに割賦金利を加えた額	修正
28	コンベンション施設整備事業等支払方法説明書	9	第2	3	3-5	消費税相当額	本市は、各サービス購入料の支払の都度、当該サービス購入料に係る消費税相当額(消費税及び地方消費税)を支払うものとする。	本市は、コンベンション施設の設計・建設業務に要する費用(A-1及びA-2の割賦元金)に係る消費税相当額についてA-1に合わせて支払う。また、サービス購入料B~Dの支払の都度、当該サービス購入料に係る消費税相当額(消費税及び地方消費税)を支払うものとする。	修正
29	コンベンション施設整備事業等支払方法説明書	12	第2	4	4-3	提案事業及び自主事業等の実施に係る目的外使用料の算定方法	岡崎市行政財産(土地及び建物)貸付料算定基準に基づき算定する使用料を本市に支払うものとする。	岡崎市公有財産(土地及び建物)貸付料算定基準に基づき算定した貸付料を本市に支払うものとする。	修正
30	コンベンション施設整備事業等支払方法説明書	12	第2	4	4-3	提案事業及び自主事業等の実施に係る目的外使用料の算定方法		※4 建物の適正な評価額とは、固定資産評価基準による評価を0.6で除した額、建物敷地の適正な評価額とは、固定資産評価基準による評価を0.7で除した額を示す。	追記
31	コンベンション施設整備事業等支払方法説明書	12	第2	4	4-3	提案事業及び自主事業等の実施に係る目的外使用料の算定方法	【参考:行政財産貸付料算定式】 その年度の4月1日現在の建物評価額に当該建物敷地の土地貸付料を加算した額 × 12/100 × 消費税率	【参考:公有財産貸付料算定式】 目的外使用料算定式と同じ	修正
32	コンベンション施設整備事業等支払方法説明書	17	第2	7	7-1-2	イ 対価改定協議の時期	協議時期: 既存施設解体工事及び事業用地外周等の市道整備工事の完了予定日の60日前とする コンベンション施設建設工事の完了予定日の60日前とする。	対価改定実施の有無も含め対価の改定について、コンベンション施設建設工事の完了予定日の60日前の時点で本市及びPFI事業者は協議を行うものとする。	修正
33	コンベンション施設整備事業等参加資格審査様式集	1	第1	1		提出書類の部数	正1部 副1部	正1部 副3部	修正
34	コンベンション施設整備事業等参加資格審査様式集							各様式に留意事項等を追記	追記
35	コンベンション施設整備事業等提案審査様式集	9	第3	3	3-6	計画図面等		「様式タイプ」、「用紙サイズ」、「頁数制限」欄の整理	修正